

(別紙)

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月30日

琴浦町長 小松 弘明



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

宮木集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月30日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0	経営体
個人	3	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

今後耕作できなくなった農地については、中間管理事業を活用して中心経営体や入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に集約化していく。

6. 地域農業の将来のあり方

今後の農地利用については、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

7. その他

なし

(別紙)

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月30日

琴浦町長 小松 弘明



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大父木地・平田ヶ平集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月30日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	1	経営体
個人	1	経営体
集落営農（任意組織）	0	組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

今後耕作できなくなった農地については、中間管理事業を活用して中心経営体や入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に集約化していく。

6. 地域農業の将来のあり方

今後の農地利用については、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

また耕作放棄地が広がるエリア等では、限られた人数で維持管理していく農地や施設の範囲を狭めるためにも、条件不利地については非農地化を検討していく。

7. その他

なし